

規制シート(様式)

140195400610001

平成31年2月4日

規制の名称	海上コンテナ貨物に係る出港前報告制度	所管府省	財務省
根拠法令等	関税法(昭和29年法律第61号)第15条、関税法施行令(昭和29年政令第150号)第12条、関税法施行規則(昭和41年財務省令第55号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	関税局関税課長 高橋俊一 関税局監視課長 秋田 潤
規制目的	積荷情報を活用した海上コンテナ貨物のリスク分析をより一層効率的・効果的かつ迅速に実施すること。		
規制内容の概要	我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前に、詳細な情報(船社が把握している積荷情報に加えて利用運送事業者が把握している積荷情報も含む。)を電子的に報告することを義務付ける。	関連する予算	/
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	/
規制を維持、改革又は新設する理由	本制度については、平成13年9月に発生した米国同時多発テロを契機としてWCO(世界税関機構)において採択された「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO「基準の枠組み」」に基づき、税関当局が国際貿易の安全確保と円滑化の両立を推進することを目的とし、国際物流の太宗を海上コンテナ輸送に依存している我が国の実情に照らし、導入を図ったものである。 今後我が国税関として、本年のG20、ラグビーワールドカップ、更には2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、テロ関連物資等の水際における一層の取締りの強化を図っていく必要がある中、海上コンテナ貨物の積荷情報を活用したリスク分析に基づく水際取締りにおいて、より詳細な情報をより早期に入手すること、及びそのリスク分析を迅速かつ効果的・効率的に実施するため、当該情報を電子的に入手することが必要であるから、引き続き、本規制を維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	関税定率法等の一部を改正する法律(平成24年法律第19号)附則第6条		
次の見直し時期	平成35年度		